

旭川市火災予防規程（昭和55年消防本部訓令第1号）新旧対照表

新	旧
<p>第17条及び第18条 削除</p> <p>(指定催しの指定手続)</p> <p>第64条の4 条例第58条の2第2項の規定により催しを主催する者の意見を聴くときは、旭川市消防本部聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成11年旭川市消防本部訓令第3号）に定める聴聞によるものとする。</p> <p>2 条例第58条の2第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（様式第25号の3）によるものとする。</p> <p>3 条例第58条の2第3項の規定による公示は、指定催しの指定の公告（様式第25号の4）によるものとし、その方法は、規則第22条の2第1項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項第2号中「消防本部、消防署（法に基づく命令を受けた製造所等又は危険物の存する区域を管轄する消防署に限る。）及び当該消防署に属する出張所」とあるのは、「消防本部」と読み替えるものとする。</p>	<p>(防火管理者資格確認証の交付)</p> <p>第17条 消防長は、政令第3条第1項第1号ロからニまでに掲げる者から防火管理者資格確認証交付申請書（様式第7号の2）により防火管理者資格確認証（様式第7号の3。以下「確認証」という。）の交付に係る申請があつたときは、確認証を交付し、防火管理者資格確認証交付台帳（様式第7号の4）に必要な事項を記載するものとする。</p> <p>2 前項の申請は、当該資格を証する書面の写しを添えるものとする。</p> <p>(確認証の再交付)</p> <p>第18条 消防長は、確認証を紛失し、破損し、又は汚損した者から再交付の申出があつたときは、防火管理者資格確認証再交付申請書（様式第7号の5）を提出させ、再交付を行うものとする。</p>
<p>様式第25号の3 (略)</p> <p>様式第25号の4 (略)</p>	<p>様式第7号の2－様式第7号の5</p>